

別紙 1

松戸市省エネ情報管理システム賃貸借者の要件

目次

第1 総論	3
1. 基本方針	3
2. 調達の概要	3
3. システムの仕様	3
4. 賃貸借期間	3
5. 準備期間	3
6. 契約金額の支払	3
7. 完了条件	3
8. 保守要件	3
(1) 保守範囲	3
(2) 保守契約期間	3
(3) 保守内容	4
9. 運用要件	4
(1) 運用範囲	4
(2) 運用期間	4
(3) 運用内容	4
10. 納品物	4
(1) 納品物一覧	4
(2) 提出方法	5
(3) 納品場所	5
(4) 検収条件	5
11. 留意事項	5
(1) 関連業者との連携	5
(2) 立会い	5
(3) 情報提供について	5
(4) 知的所有権等	5

(5) 瑕疵担保責任	5
(6) 賃貸借期間終了後の処置	5
(7) 準拠	5
(8) 責任の所在	5
(9) 機密保持	6
第2 調達 の概要	6
1. システム機能要件	6
2. 作業要件	6
(1) 進捗管理	6
(2) コスト管理	6
(3) リスク管理	6
(4) 情報セキュリティ管理	6
(5) 課題管理	6

第1 総論

1. 基本方針

本要件に基づき、調達するシステムの設定、検証を行い、契約期間終了まで保守を行うこととする。本案件実施にあたって、安全性・事業継続性・柔軟性・経済性を考慮すること。また、以降の各業務は、本市が想定しているものであり、受託者が専門的・客観的な知見・経験により、必要な検討・実施内容を適宜追加すること。

2. 調達の概要

調達範囲は、「第2 調達の概要」に示すとおりとする。

3. システムの仕様

「第2 調達の概要」にもとづき、必要なシステム環境を構築すること。

4. 賃貸借期間

本案件において、調達する省エネ情報管理システムの賃貸借期間は、平成26年7月1日から平成31年3月31日までの57箇月とする。
なお、賃貸借期間満了後、本市の事情により賃貸借期間を延長する場合には、受託者は本市と賃貸借の延長に関する協議の上、誠実に対応すること。

5. 準備期間

契約締結日から平成26年6月30日までは、賃貸借契約に伴う、構築、テスト、およびその他関連作業を実施する準備期間とし、後述する「第2 調達の概要 3.付帯作業」で示す作業を実施するものとする。当期間の経費(賃貸借費を含む。)は受託者の負担とする。

6. 契約金額の支払

松戸市省エネ情報管理システム賃貸借契約約款の規定にもとづき支払うものとする。
なお、履行月数は賃貸借期間の57箇月とする。

7. 完了条件

賃貸借契約の開始に際しては、「第2 調達の概要」に示した各種作業が完了している必要がある。それらの作業を実施後、本市による検収をもって完了とする。検収に際しての留意事項、および完了条件は以下のとおりである。

- ・納品物については、納品前に構成明細を作成し、本市の承認を受けなければならない。
- ・システムの操作手順書および納品物は、原則として日本語で記載されていることとし、本市が指示する部数を納品すること。

8. 保守要件

(1) 保守範囲

常に安全かつ完全に本件システムを使用できるよう、システム仕様に係る全ての事項を、保守対象とする。

(2) 保守契約期間

保守契約期間は、平成26年7月1日から平成31年3月31日までの57箇月とする。
ただし、システム環境構築業務開始後から保守契約開始までの期間も保守契約期間と同等の保守対応を行うこと。なお、この期間の保守に要する費用は受託者の負担とする。

(3) 保守内容

① 保守体制

保守、故障、障害発生時の連絡を一元的に受け付ける窓口を設置し、保守体制を明確にすること。

② 対応時間

保守受付・対応時間は、24 時間 365 日（ただし、年末年始を除く。）とする。

③ 故障対応時間

平日午前 8 時から午後 5 時まで（ただし、年末年始を除く。）とする。なお、本市業務の緊急時については、この限りではない。

また、欠陥・故障等により、復旧までに時間を要す等の事情により、本市の業務に支障をきたす可能性がある場合は、受託者は、速やかに代替措置を供するものとし、当該代替装置の賃貸借に係る費用は受託者が負担する。

9. 運用要件

(1) 運用範囲

省エネ情報管理システム環境構築委託業務で検討した運用業務で定義される範囲とする。

(2) 運用期間

運用期間は、平成 26 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 57 箇月とする。

ただし、システム環境構築業務開始から運用開始までの期間も運用期間と同等の運用対応を行うこと。なお、この期間の運用に要する費用は受託者の負担とする。

(3) 運用内容

① 運用体制

運用業務に係る問い合わせ窓口を設置し、運用体制を明確にすること。

② 対応時間

運用時間は、受託者の開庁日 24 時間とする。

③ 作業内容

運用の作業内容の詳細は、省エネ情報管理システム環境構築業務で検討・設計する運用設計書で示す内容とする。

10. 納品物

(1) 納品物一覧

本項で定めるドキュメント類の納品期日は、本市が承認した期日とする。本調達仕様書で挙げられたもの以外で、必要と認められた物は成果物に含めること。見直しが必要となる場合は、本市と協議のうえ、速やかに修正し、本市のレビューおよび承認を得ること。

ア 準備期間

以下の文書、または同等のものを作成し、納入すること。

項番	資料名	内容	納品期日
1	システム機能要件書	システム機能一覧	平成 26 年 5 月
2	システム操作手順書	システム操作方法	平成 26 年 5 月

- (2) **提出方法**
正本1部、副本1部、電子媒体(CDまたはDVD)で2部とする。なお、電子媒体のファイル形式は本市で編集可能なもの(Microsoft Office 製品を基本)とPDF形式で提出すること。
- (3) **納品場所**
松戸市環境部環境政策課とする。
- (4) **検収条件**
前項に示した各成果物について納入期限までに必要量を揃えること。

11. 留意事項

- (1) **関連業者との連携**
受託者は、本市および関連する業務の受託者と十分に協議し、相互の連携と協調を図り、作業を進めるものとする。協議内容は、議事録にとりまとめて本市に書面で提出すること。
- (2) **立会い**
本市および関連する業務の受託者が実施する作業において、本市が必要と判断した場合、受託者は立会いを実施すること。
- (3) **情報提供について**
本市職員に必要となる他の地方公共団体や企業等における参考事例や関連技術動向の提供を行うこと。
 - ・ 国の技術動向、標準化動向
 - ・ 国内の地方公共団体における先進事例等に関する情報
- (4) **知的所有権等**
本案件にて作成された成果物に対する知的所有権に関わる事項については、本市および受託者の間で別途、協議のうえ決定する。
- (5) **瑕疵担保責任**
受託者が作成し、かつ本市が承認したシステム機能要件書等と本件システムとの不一致、または不具合が本番稼働後に発見された場合は、本市と協議のうえ受託者は無償で是正処置を行うこと。なお、本件システムの瑕疵担保期間は、本番稼働後1箇年とする。ただし、その瑕疵が受託者の故意、または重大な過失により生じた場合は、上記期間に関わらず是正処置を行うこと。
- (6) **賃貸借期間終了後の処置**
賃貸借期間終了後、記録したデータはすべて消去するものとし、消去にかかる費用は受託者にて負担すること。また、消去前に記録媒体に保存しているすべてのデータはCSVに保存し、市に提出すること。
- (7) **準拠**
本件システムは、受託者が作成し、かつ本市が承認したシステム調達仕様書等に準拠するとともに、本市と随時協議して、誠実かつ安全に構築するものとする。また、本件システムの構築を実施するうえで疑問点が生じた場合は、直ちに本市と協議するものとする。
- (8) **責任の所在**
省エネ情報管理システム環境構築にかかるすべての作業については、受託者において最

最終的に責任を負うこと。

(9) 機密保持

本案件に関して知り得た機密性の高い情報は適正に管理すること。また、本案件以外の目的に利用してはならない。

第2 調達の概要

1. システム機能要件

省エネ情報管理システム環境構築業務で検討した内容を基に、用意すること。

2. 作業要件

受託者は、契約締結から賃貸借契約が開始される平成26年12月1日まで、作業を主体的に管理・維持しなければならない。特に、以下の管理を実施すること。

(1) 進捗管理

受託者は、進捗管理について定期的に本市に報告すること。なお、計画から遅れが生じた場合は、要因を調査し、改善策を提示し、本市の承認を得たうえで、これを実施すること。

(2) コスト管理

本案件全体で発生する費用を詳細かつ適切に管理することを目的とするため、発生する可能性のある追加案件や改修案件等については、本市の指示に従い、見積書等を作成し、必要工数、その内訳および算出方法を具体的かつ詳細に提示すること。

(3) リスク管理

事前に考えられるリスクがある場合は、本市担当職員に報告し、認識を合わせること。

(4) 情報セキュリティ管理

各作業工程において、情報セキュリティに関する事故および障害等の発生を未然に防ぐこと、並びに発生した場合に被害を最小限に抑えることを目的とするため、松戸市情報セキュリティポリシーの内容を理解し、遵守すること。なお、情報セキュリティに関する事故及び障害等が発生した場合には、速やかに本市に報告し、対応策について協議すること。

(5) 課題管理

様々な局面で発生する各種課題について、課題の認識、対応案の検討、解決および報告のプロセスを明確にすることを目的とするため、課題管理を実施し、市担当職員に報告すること。